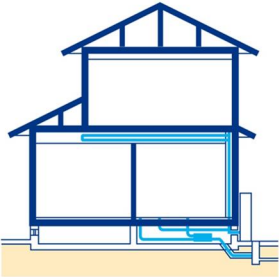


ダイライトMSをお勧めします！！

長期優良住宅認定基準

長期優良住宅の認可を受けるには下記の要件をすべてクリアする必要があります。

<p>劣化対策</p> <p>数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること</p> <p>等級3</p> <p>+</p> <p>床下・小屋裏の点検口 床下高さの確保</p>	<p>長期優良住宅の概要 (木造軸組住宅の場合)</p> 	<p>耐震性</p> <p>極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための回収の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること</p> <p>等級2 または 等級3</p>
<p>省エネルギー対策</p> <p>必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること</p> <p>等級4</p>		<p>住戸面積</p> <p>良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること</p> <p>75m²以上</p> <p>地域の実情に応じて55m²を下限に引き上げ・引き下げ可能</p>
<p>維持管理・更新の容易性</p> <p>躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うことが可能なこと</p> <p>等級3</p>	<p>居住環境</p> <p>良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p>	<p>維持保全計画</p> <p>建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること</p> <p>構造耐力上主要な部分 雨水進入を防止する部分 給排水設備</p> <p>の点検時期・内容を定める。 少なくとも10年ごとの点検</p>

外壁下地としてダイライトMSを使用すると、上記の要件のうち

「劣化対策等級3」 「省エネルギー対策(温熱)等級4」

を取得する上でメリットがあります。

劣化対策等級3について

**劣化対策
等級3**

おおむね75～90年まで、大規模な改修工事を必要とする期間を伸長する対策を講じる

外壁の軸組	柱、間柱、筋かい等と外壁下地材の防腐、防蟻措置(薬剤処理等) ・地面から1m以内の部分対象《無機質面材は必要なし》
土台	・防腐、防蟻措置(薬剤処理、耐久性の高い樹種の使用等)
その他	・浴室および脱衣室の防水措置、地盤の防蟻措置、床下の防湿および換気措置、小屋裏の換気措置

ダイライトは無機質系面材(原料はロックウールと火山灰)であるため、面材への防腐・防蟻措置が不要！
薬剤処理の手間を軽減できます！ ※軸材(土台、柱等)には薬剤処理が必要ですのでご注意ください。

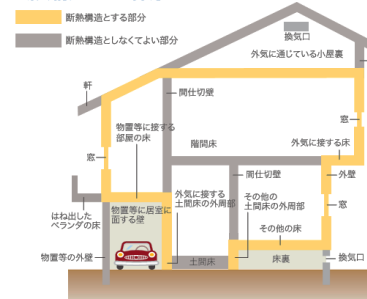
省エネルギー対策等級4について

省エネルギー対策等級4の評価基準

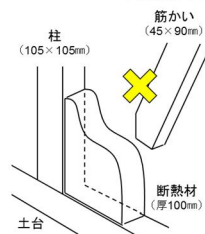
評価基準は『熱損失係数(Q値)等による基準』
又は『熱貫流率(U値)」、「熱抵抗値(R値)」等による基準』 のいずれか

- ①熱損失係数等による基準(性能規定)
→ 1棟ごとの計算が必要
- ②熱貫流率(熱抵抗値)等による基準(仕様規定)
→ 各地域・工法・部位ごとに決められた性能に適合する材料を選択して施工する。

断熱構造とする部分



問題点 筋かいの数が増える、筋かいがある部分には、分厚い断熱材は入れにくい。



- 対処法①** 薄くても断熱性の高い断熱材
⇒さらにコストアップ
- 対処法②** 断熱材を押し込んで納める
⇒施工が面倒、断熱欠損の恐れも
- 対処法③** 耐力面材を使用する
⇒断熱材は正しく納まり、耐力も向上

参考：耐震等級2

**耐震
等級2**

数百年に1度発生する地震力の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊しない程度

耐力壁	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な壁量は基準法とは別の算出方法で算出 ・石膏ボード、合板等の一般材料は雑壁も準耐力壁として算入(ダイライト、あんしん、ノボパン等の個別認定品は不可) ・耐力壁線間の距離8m以下
床組	・存在床倍率が必要床倍率以上であること
継ぎ手	・柱頭、柱脚、横架材接合部の仕様が規定以上であること
横架材	・適切な寸法以上であること

建築基準法より高い耐震性を要求されるため、すじかい工法では当然、すじかいの本数が増加



断熱材との取り合い部が増える、施工手間掛かるため面材工法に優位性あり